公

告

大規模小売店舗の変更の届出.

(経営支援課) ...

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出.....

(出納課) (開発能力) (開発能力) (関連報) …

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定....... |時の職業訓練の施行.....

告

示

目

次

労働委員会

あっせん員候補者の氏名等.....

事

務

局 :

-

右

同.....

土地改良事業の工事の完了...

先機

関

右

右 右

河川整備計画の案の縦覧......

同.....

同.....

公

示 送

達

(監

理

課

:

-

収用委員会

第二千七百六十六号

平成十九年 (水曜日)

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 青森県告示第三百二十四号 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成十九年四月十一日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

称 所 在 地 年指 月 日定

院国民健康保険鶴田町立中央病 特定医療法人博進会南部病院 名 の二 四、北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三 元平 ·成

青森県告示第三百二十五号

同

<u>`</u> ∷

Ħ. Ħ.

砂防課) ..

同 同

: :

껃

るので、同条第三項の規定により告示する。 例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条 次のとおり臨時の職業訓練を施行す

平成十九年四月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

専門校青森県立青森高等技術	する能力開発校の名称臨時の職業訓練を実施	
・短期課程・短期課程練	類・訓練課程職業訓練の種	
か安公 会 会 所 業 人 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	対象者	
だされ ジネット 基 基	訓練科	
三月	期訓間練	
三 入	定数	
		•

示

専門校青森県立弘前高等技	専門校 青森県立青森高等技	青森県立八戸工科学	専門校 青森県立弘前高等技	専門校 青森県立青森高等技		専門校青森県立むつ高等技	青森県立八戸工科学	青森県立八戸工科学	専門校つがる校	専門校青森県立弘前高等技	
術	術	院	術	術	術	術	院	院	術	術	

に条注	す進雇障 る等用害 法にの者 津関促の	た薦 者を §	ス受所職では講長業 は講長業 受指か安な 講示ら定ち	て者歳概 、で未ね 公あ満三 さっの〇	け推か安公 た薦ら定共 者を受所職 受講長業									者	を受指 受講示 け推 た 薦 は
カー 有 育 成	科力と育成	アO ドA 科シ ス	ーリW 科工 e イb タク	ィマー マー グケネ 科テス	科基パ 本ソ 操コ 作ン	科介 護福 祉	科介 護福 祉	ネ経 ス理 科ビジ	科介 護福 祉	科医 事務	ネ経 ス理 科 ジ	科介 護福 祉	科介 護福 祉	科一般事務	科 O A 事 務
月	賣	五月	五月	五月	三日	月	月	月	月	月	三月	月	月	月	六月
	五人	五人	五五人	五五人	五人	三 〇 人	三 〇 人	三 〇 人	<u>=</u> 0	三 〇 人	三0人	三	<u>=</u> 0 \	-0	- - -

青森県告示第三百二十六号

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年三月三十一日をもって青森県収

平成十九年四月十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

売りさばき人の住所及び氏名 八戸市南類家四丁目一の三一

中村

朝明

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

たんの訓公定共っ害定者をあ練共所職て者す 受っ受職長業、でるけせ講業の安公あ障 受講示の安公あの母 け推又受定共っ母子 た薦は講所職て等家 者を受指長業、で庭 テムA 科シス コ習実 ー得践 ス訓能 練力 ネ経 ス理 科 ジ ネ経 ス理 科 ジ 科力在 一 育 成 科 三月 三月 三月 三月 三月 人 人 人 五人

専門校青森県立弘前高等技術

青森県立八戸工科学院

専門校青森高等技術

青森県立八戸工科学院専門校立弘前高等技術専門校本部高等技術

青森県立八戸工科学院

項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外 アクロスプラザ五所川原

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取: 北海道会	代表取締役(坂倉正宏)東京都台東区上野七丁目一四の四)削除大和情報サービス株式会社	変更前の変
取締役 鶴羽樹 目一の二一 三札幌市東区北二		更
一十四条東		後
"	一平 一成 ○ 垂	年変 月 日更

届出年月日

兀

平成十九年三月二十八日

届出書の縦覧

五

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保料

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

平成十九年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

平成十九年四月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュおおわに店

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

Ξ 変更しようとする事項

持	
の店舗面積の合計大規模小売店舗内	X
恒元 の店 合舗 計内	分
トルー、八五〇平方メー	変更前
ル、五〇二平方メート	変更後
元平 ・成 二 - 三	変更年月日

2

3

平成19年4月11日 水曜日

兀

届出年月日 平成十九年三月二十三日

五

届出書及び添付書類の縦覧

期間 青森県商工労働部経営支援課及び大鰐町役場

平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで

六 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、大鰐町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

	るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模			るにの	设舗小大 Dの売規 己施店模
間でうばい施荷 帯きこきて設さ るとを荷にば 時が行さおき	刻び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小	及設の廃 びの保棄 容位管物 量置施等	積置施荷 及設さ びのば 面位き	収位駐 容置輪 台及場 数びの	収位駐 容置車 台及場 数びの
時まで特別では、日本ので	二十四時間 二十四時間 東北	四四・四一立方メー	一五〇平方メートル	五〇台	八三台
まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	明店時刻 午前十時 開店時刻 午前十時 下前十時 東高 午前十時 大サクラヰ 大サクラヰ	付図面のとおり) (位置は、届出書添四九・四一立方メート	図面のとおり) 図面のとおり) 一九二平方メートル	書添付図面のとおり)	出書添付図面のとおり)

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

提出先 平成十九年八月十一日

2

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

平成十九年四月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

=

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏

Ξ 変更しようとする事項

☒
分
変更前
変 更 後
年変 月 日更

法に関する事項の施設の運営方 置入口の数及び位 り) 出書添付図面のとお

届出年月日

兀

平成十九年三月二十六日

届出書及び添付書類の縦覧

五

2

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

3

平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十九年八月十一日

2

提出先

3 記載事項

青森県商工労働部経営支援課

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

河川整備計画の案の縦覧

法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦 級河川岩木川水系 (弘前圏域) に関する河川整備計画の案を作成するので、河川

覧に供する。

平成十九年四月十一日

(

元 四 一 〇

河川整備計画の案に関する書類

縦覧に供する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

縦覧の期間

平成十九年四月十一日から同月二十四日まで

Ξ 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部

意見書の提出

兀

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載するこ

2 意見書の提出期限

平成十九年五月一日

意見書の提出先

3

青森県県土整備部河川砂防課

一級河川岩木川水系 (五所川原圏域) に関する河川整備計画の案を作成するので、 河川整備計画の案の縦覧

河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条の二第四項の規定により次のとお

り縦覧に供する。

平成十九年四月十一日

縦覧に供する書類

青森県知事

Ξ

村

申

吾

河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

懇談会に関する書類

青森県知事 Ξ 村 申

吾

| 縦覧の期間

三 縦覧の場所 平成十九年四月十一日から同月二十四日まで

整備部及び西北地域県民局地域整備部青森県県土整備部河川砂防課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

意見書の様式及び記載事項

。 任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載するこ

青森県県土整備部河川砂防課意見書の提出先

3

平成十九年五月一日意見書の提出期限

先 機 関

出

土地改良事業の工事の完了

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成十九年四月十一日

東青地域県民局長 中島 久 宜

14 11 11	区				業	進事	三備促進事業	盤整	地区基盤整	長 科 地
平成二十三十二	外ヶ浜町	0	{	事業	i复 旧	災害	施 設	業用	.年災農業	十八年
年工 月完 日	事業を行う者	称	名	の	業	事	良	改	地	土

土地改良事業の工事の完了

律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法

平成十九年四月十一日

東青地域県民局長中島久

宜

石崎・平舘一一般農道整備事業	高 田 ″	八甲田 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	田茂木 "	本郷がいるさと農道緊急整備事業	吉野田担い手育成基盤整備事業(緊急農地集積ほ場整備)	荒川鉱毒対策事業	青 森 西 部 農村総合整備事業	小 沢 "		二 期 ため池等整備事業	横 手 堰 かんがい排水事業	地区名 県営土地改良事業の名称
一四・九・三〇	題・ ・	一六八三	1七二: 八		一八 六 五	711-111-111	一 ホ 三・一 五	一・デス	一九・三七	一八・四・一九	平成二・ 空六	年工事完日

石田

恒久

弁護士

大澤

實

弁護士

上野パティ

UIゼンセン同盟オー青森県労働委員会委員

ルサンデーユニオン中央執行副書記長

外崎

祐

全国交通運輸労働組合総連合弘南バス労働組合執行委員長青森県労働委員会委員

前田

みき

青森県労働委員会委員

今

喜典

青森公立大学経営経済学部教授青森県労働委員会委員

赤城

玉

臣

弘前大学人文学部教授青森県労働委員会委員

山内

裕幸

全日通労働組合青森支部執行委員長青森県労働委員会委員

竹山

美虎

東北電力労働組合青森県本部委員長青森県労働委員会委員

宮古

武

三八五労働組合中央執行委員長青森県労働委員会委員

労 働 委 員 会

あっせん員候補者の氏名等

規則 せん員候補者を次のとおり公示する。 労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第四条及び労働委員会 (昭和二十四年中央労働委員会規則第一号) 第六十八条第一項の規定により、 あっ

平成十九年四月十一日

青絑杲分動委員会会長 5 Η

亘 ኢ

氏	
名	
職	=
	ヨー・オール・ジン・値・ラマ・リー・ノマート
	君
業	日
	<u>ተ</u>
	5

収 用 委 員

公 示送

定により公示送達を行う。 書の正本を送達するに当たり、 第四条第二項の規定によることができないので、 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 土地収用法施行令 土地収用法施行令第五条第一項の規 第六十六条第三項の規定により裁決 (昭和二十六年政令第三百四十二号)

平成十九年四月十一日

青森県収用委員会会長

平

田

由

世

平成十九年四月二日付け裁決書

箱崎	下山	工藤	小山内良	佐藤	前田	北村真夕美	村田
吉行	格	義次	良一	正勝	清 敏	夕美	剛一
青絲県労働委員会事務局審査調整課長	青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会事務局長	あおぎんリー ス㈱代表取締役社長青森県労働委員会委員	엞青森県経営者協会専務理事 青森県労働委員会委員	前田電子㈱代表取締役会長青森県労働委員会委員	㈱青森経営研究所代表取締役社長青森県労働委員会委員	㈱ほくとう監査役青森県労働委員会委員

達

送達を受けるべき者 送達すべき裁決書の名称

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 (8)

Ξ 別表のとおり

送達すべき書類の保管場所

その交付を受けることができます。 一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

兀 その他 一の裁決書は、平成十九年四月二十六日をもって送達があったものとみなされま

す。

別表 送達を受けるべき者

勝四 伽 茨城県土浦市西根南二丁目8番7号 $\overrightarrow{\mathbb{H}}$ 严 住民票記載 ₩

痽

温

 \mathbb{R}

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)